有料老人ホーム自己点検シート

（令和　　年　　月　　日現在）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  | 電話番号 |
|  |  |  |  |
| 管理者名 |  | 届　出年月日 |  |
| 入居定員 |  | 入居者数 | 計 | 男 | 女 |

＊特定施設入所者生活介護事業者の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設（開設）年　月　日 |  | 事業所番　　号 |  |

○　資料記入要領

　・特に指定のあるもの以外は、指導調査実施予定日の属する月の前々月末時点で記入してください。

　・回答をあらかじめ用意した設問については、該当する答えに○を付けてください。

　　※特記事項欄のアンダーラインを付した項目については、老人福祉法で定める項目となります。

●前回指導調査結果通知に基づく指示事項（口頭指示を含む。）の改善状況

（前回指導調査実施日　平成　　年　　月　　日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指　　　示　　　事　　　項 | 改 　善　 措　 置　 状　 況 | 未　 改　 善　 の　 理　 由 |
|  |  |  |

●　施設運営上の要望・質疑事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 有料老人ホームとして | 特定施設入居者生活介護事業者（介護付）として |
| 要望事項 |  |  |
| 質疑事項 |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 設 置 組 織 ・ 運 営 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| １　法人登記　●　設立登記年月日を記入してください。　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　年　　　月　　　日）２　役員　●　役員数について、記入してください。 |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 　３（１）　・設置者は、老人福祉施設の場合と異なり、地方公共団体及び社会福祉法人に限定されるものではないこと。ただし、定款、寄附行為その他の当該法人の規約に、事業内容として有料老人ホーム事業が明記されていること。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針　　　　３（２）　・公益法人にあっては、有料老人ホームの事業を　 行うに当たって主務官庁の承認を得ていること。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針　　　　３（４）　・個人経営でないこと。また有料老人ホームの運　 営にあたり、少数の個人株主等による独断専行 　的な経営が行われる可能性のある体制でない こと。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針　　　　３（６）　・役員等の中には、有料老人ホーム運営につい 　て、知識、経験を有する者を参画させること。　・介護サービスを提供する有料老人ホームの場 　合は、役員等の中に高齢者の介護について知 　 識・経験を有する者を参画させるなど、介護サ 　ービスが適正に提供される運営体制が確保さ 　れていること。 |
|  | 区　　分 | 役　　職　　名 | 人　数 | 備　　　考 |  |
| 会社等 | 役　員 |  |  | 代表取締役 |
|  |  | 取　締　役 |
|  |  |  |
| 監査役 |  |  |  |
|  |  |  |
| 公益法人 | 理　事 |  |  | 理事長・会長 |
|  |  | 副理事長・副会長・常任理事 |
|  |  | 理事 |
| 監　事 |  |  |  |
| 評議員 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  ＊役職名については、貴社（団体）で使用している呼称を記入して　　　　ください。　●　役員について、下記事項を記入してください。 |
|  （下記事項が記載された役員名簿の写を添付することで、記載を省略して差し支えありません。） |
|  | 役職名 | 氏　　　名 | 住　　　　所 | 職　　業 |  |  |  |  |
|  |  |  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |
|  |  |  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |
|  |  |  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |
|  |  |  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |
|  |  |  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |
|  |  |  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |
|  |  |  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |
|  |  |  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |
|  |  |  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |
|  |  |  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |
|  |  |  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |
| 監査役（監事） |  |  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |
| 〃 |  |  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 設 置 組 織 ・ 運 営 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| 　●　役員会は定期的に開催されているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　・いない ●　決算時の役員会の開催時期等を記入してください。 開催年月日　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 開催場所 議事録の有無　　　　　　　　　　　　・ある　・ない３　監査　●　監査役（監事）監査の実施年月日を記入してください。　　・前期決算分 （　 　　　年　　月　　日） ●　監査役（監事）監査に指摘された事項はあるか。 ・ある　・ない ○　ある場合、その内容は、４　人事管理　●　県内職員の総人数は |  | （注）・別葉でも良い。・建物毎に作成すること。・施設種別には、有料老人ホーム、病院、特別養護 老人ホームなどを記入し、グループ分けすること＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ３（３）　・事業を確実に遂行できるような経営基盤が整っ 　ているとともに、社会的信用の得られる経営主 体であること。 ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ３（５）　・他業を営んでいる場合には、その財務内容が　 　適正であること。 |
|  |  | 施設名（棟名） | 人　数 |  |
| 施設種別 | 本部職員 |  |  |
|  | 施設職員 |  |  |
| 〃 |  |  |
| 〃 |  |  |
| 〃 |  |  |
| 〃 |  |  |
| 〃 |  |  |
| 計 |  |  |
|  | 合　計 |  |  |
|  |  |  |  |
| ５　他事業（有料老人ホーム及び類似施設以外の事業）　●　有料老人ホーム及び類似施設以外の事業を営んでいるか。 ・いる　・いない　＜以下、いる場合に、記入してください＞　●　他事業の内容を記入してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 資 産 ・ 負 債 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| 　●　他事業の経営が、有料老人ホーム及び類似施設の事業を圧迫　　　していないか。 ・いる　・いない ●　他事業の経営が、当該法人の社会的な信用を傷つけるおそれ　　　はないか。また、投機的なものではないか。 ・ある　・ない　●　会計は、有料老人ホーム及び類似施設の事業と明確に区分さ　　　れ、処理されているか。 ・いる　・いない６　資　産 |  |  |
| 　●　法人が所有している不動産について、下記事項を記入してください。　　　（有料老人ホーム及び類似施設の運営上必要な不動産に限る。） |
|  | 区　分（不動産種類） | 地目又は構　　造 | 所　　　在　　　地 | 用　途 | 面　　積 | 登記（取得）年月日 | 担保設定の有無 | 権　利　名 | 備　　考 |  |
|  |  |  |  |  |  | 有・無 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 有・無 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 有・無 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 有・無 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 有・無 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 有・無 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 有・無 |  |  |
|  |  |  |  |  |  | 有・無 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
| 　●　法人が借用している不動産について、下記事項を記入してください。　　　（有料老人ホーム及び類似施設の運営上必要な不動産に限る。） |
|  | 区　分（不動産種類） | 地目又は構　　造 | 所　　　在　　　地 | 面　積 | 借　　入　　先 | 借用期間 | 借　料年　額 | 契約書の有無 | 使用権 |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 有・無 | 有・無 |
|  |  |  |  |  |  |  | 有・無 | 有・無 |
|  |  |  |  |  |  |  | 有・無 | 有・無 |
|  |  |  |  |  |  |  | 有・無 | 有・無 |
|  |  |  |  |  |  |  | 有・無 | 有・無 |
|  |  |  |  |  |  |  | 有・無 | 有・無 |
|  |  |  |  |  |  |  | 有・無 | 有・無 |
|  |  |  |  |  |  |  | 有・無 | 有・無 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 資 産 ・ 負 債 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| 　●　借地又は借家により有料老人ホーム及び類似施設を設置してい　　る場合、契約内容について回答してください。 ○　借地の場合 |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ４（４）一　・有料老人ホーム事業のための借地であること 　 及び土地の所有者は有料老人ホーム事業の　 　継続について協力する旨を契約上明記するこ 　と。 　・建物の登記をするなど法律上の対抗要件を具 　備すること。 　・入居者との入居契約の契約期間の定めがない 　場合には、借地借家法第３条の規定に基づき、当初契約の借地契約の契約期間は３０年以上で あることとし、自動更新条項が契約に入っている こと。　・無断譲渡、無断転貸の禁止条項が契約に入っ 　ていること。　・設置者による増改築の禁止特約がないこと、又は増改築について当事者が協議し土地の所有者は特段の事情がない限り増改築につき承諾を与える旨の条項が契約に入っていること。 　・賃料改定の方法が長期にわたり定まっているこ 　 と。 　・相続、譲渡等により土地の所有者が変更された 　場合であっても、契約が新たな所有者に承継さ 　れる旨の条項が契約に入っていること。 　・借地人に著しく不利な契約条件が定められてい 　ないこと。 ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ４（４）二　・有料老人ホーム事業のための借家であること及び建物の所有者は有料老人ホーム事業の継続について協力する旨を契約上明記すること。 　・入居者との入居契約の契約期間の定めがない 　場合には、当初契約の契約期間は２０年以上で あることとし、更新後の借家契約の期間（極端に　　短期間でないこと。）を定めた自動更新条項が契 約に入っていること。 　・無断譲渡、無断転貸の禁止条項が契約に入っ ていること。　・賃料改定の方法が長期にわたり定まっているこ と。　・相続、譲渡等により建物の所有者が変更された 場合であっても、契約が新たな所有者に承継さ れる旨の条項が契約に入っていること。 　・建物の賃貸人である設置者に著しく不利な契約条件が定められていないこと。 　・入居者との入居契約の期間の定めがない場合 には、建物の優先買取権が契約に定められて いることが望ましいこと。 |
| 　　　　　　　　　　 | 有料老人ホーム及び類似施設事業のための借地であること。 | ある・ない |  |
| 土地の所有者は事業の継続について協力する旨を契約上明記すること。 | ある・ない |
| 建物の登記をするなど法律上の対抗要件を具備すること。 | ある・ない |
| 当初の契約の契約期間は３０年以上であること。（契約期間の定めがない場合） | ある・ない |
| 自動更新条項が契約に入っていること。 | ある・ない |
| 無断譲渡、転貸の禁止条項が契約にあること。 | ある・ない |
| 増改築の禁止特約がないこと、又は、増改築について当事者が協議し土地の所有者は特段の事情がない限り増改築に承諾を与える旨の条項があること。 | ある・ない |
| 賃料引上げ方法が長期にわたり定まっていること。 | ある・ない |
| 相続、譲渡等により土地の所有者が変更された場合でも、契約が新たな所有者に承継される旨の条項が契約に入っていること。 | ある・ない |
| 借地人に著しく不利な条件がないこと。 | ある・ない |
|  |  |
|  ○　借家の場合 |
|  | 有料老人ホーム及び類似施設事業のための借家であること。 | ある・ない |  |
| 土地の所有者は事業の継続について協力する旨を契約上明記すること。 | ある・ない |
| 当初の契約の契約期間は２０年以上であること。（契約期間の定めがない場合） | ある・ない |
| 自動更新条項が契約に入っていること。 | ある・ない |
| 無断譲渡、転貸の禁止条項が契約にあること。 | ある・ない |
| 賃料引上げ方法が長期にわたり定まっていること。 | ある・ない |
| 相続、譲渡等により土地の所有者が変更された場合でも、契約が新たな所有者に承継される旨の条項が契約に入っていること。 | ある・ない |
| 借家人に著しく不利な条件がないこと。 | ある・ない |
| 建設協力金、保証金、貸付金等を借家人である運営事業者が家主に拠出していること又は家主が運営事業者の主要な株主であること。 | ある・ない |
| 建物の優先買取権が契約に定められていること。（契約期間が終身である場合） | ある・ない |
|  |  |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 資 産 ・ 負 債 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| ７　負　債　●借入金の状況について、記入してください。 |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 １０（２）三 |
|  | 借　入　先 | 借入目的 | 借入金額 | 利率（年率） | 契約書の有無 | 借　入　期　間 | 前 年 度 末借 入 残 高 | 担保の有　無 |  |
|  |  |  | ％ |  有・無（　　・　　・　） |  自　 　・　　・ 至　 　・　　・ |  | 有・無 |
|  |  |  |  |  有・無（　　・　　・　） |  自　 　・　　・ 至　 　・　　・ |  | 有・無 |
|  |  |  |  |  有・無（　　・　　・　） |  自　 　・　　・ 至　 　・　　・ |  | 有・無 |
|  |  |  |  |  有・無（　　・　　・　） |  自　 　・　　・ 至　 　・　　・ |  | 有・無 |
|  |  |  |  |  有・無（　　・　　・　） |  自　 　・　　・ 至　 　・　　・ |  | 有・無 |
|  |  |  |  |  有・無（　　・　　・　） |  自　 　・　　・ 至　 　・　　・ |  | 有・無 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８　事業収支計画 ●　長期の資金収支計画及び損益計画を作成しているか。 ・いる　・いない　　○　作成している場合、その計画年数は何年ですか。 （　　　　　　　　　　　　　年） ○　見直しは何年毎に行っていますか （　　　　　　　　　　　　　年） 　　 〔見直し時期　　　　　年　　　月　　　日〕 ○　長期収支計画及び損益計画を作成していない場合、その策定　　　予定時期 　　 　　　　　〔　　　　　年　　　月　　　日〕　●　資金調達における主な取引金融機関は　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ●　事業運営に伴い、常に適正な資金残高がある。 ・ある　・ない ●　有料老人ホーム及び類似施設以外にも事業経営を行っている経　　営主体については、経理・会計を明確に区分し、他の事業に流用し　　ていない。 ・いる　・いない ●　（社）全国有料老人ホーム協会に加入しているか。 ・いる　・いない ○　加入した時期は 　　 　　　　　〔　　　　　年　　　月　　　日〕 ○　未加入の場合、加入する予定はあるか。 ・ある　・ない ○　（社）全国有料老人ホーム協会が設けている有料老人ホーム　　　　入居者基金に加入しているか。 ・いる　・いない ○　加入した時期は 　　 　　　　　〔　　　　　年　　　月　　　日〕 ○　未加入の場合、加入する予定はあるか。 ・ある　・ない |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 １０（３）　・長期安定的な経営が可能な計画であること。　・最低３０年以上の長期的な計画を策定し、少な くとも３年毎に見直しを行うこと。　・借入金の返済に当たっては資金計画上無理の ない計画となっていること。　・適切かつ実行可能な募集計画に基づいている 　こと。　・長期推計に基づく入居時平均年齢、男女比、単 　身入居率、入退去率、入居者数及び要介護者  発生率を勘案すること。　・人件費、物件費等の変動や建物の修繕費等を 適切に見込んでいること。　・前払金（入居時に老人福祉法第２９条第７項に規定する前払金として一括して受領する利用料）の償却年数は平均余命を勘案し決められていること。　・常に適正な資金残高があること。 ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 １０（４）　・有料老人ホーム以外にも事業経営を行っている 経営主体については、当該有料老人ホームに ついての経理・会計を明確に区分し、他の事業 に流用しないこと。※老人福祉法第２９条第７項の規定により前払金　の保全措置を講じることが義務付けられている有料老人ホームについては、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成１８年厚生労働省告示第２６６号）に規定する必要な保全措置を講じなければならないが、当該入居　者基金はこの保全措置に該当する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 運 営 ・ 管 理 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| ９　規模及び構造設備　●　建物は建築基準法に規定する耐火（準耐火）建築物である。 ・ある　・ない　●　建築基準法及び消防法等に定める避難設備、消防設備、警報　　　設備を設けている。 ・いる　・いない　●　スプリンクラーを設置している。 ・いる　・いない　●　緊急通報装置を設置している。 ・いる　・いない　　○　建物が木造平屋で、火災に係る入居者の安全性がどのように　　　して確保されているか、その状況を説明してください。　●　建物の配置及び構造は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生　　について十分考慮されたものである。 ・ある　・ない ●　提供するサービス内容に応じ、次の設備を設けている。（設備の　　数を記入してください。） |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ５（２）、（３）、（４）、（５）、　（６）、（７）、（８）　・建物は、建築基準法に規定する耐火建築物又 は準耐火建築物とすること。・建物には、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備、その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故・災害に対応するための設備を十分設けること。・緊急通報装置を設置する等により、入居者の急 病等緊急時の対応を図ること。 　・建物の設計に当たっては、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成１３年国土交通省告示第１３０１号）を踏まえて、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できるよう配慮すること。 　・建物の配置及び構造は、日照、採光、換気等利 用者の保健衛生について十分考慮されたである　　こと。　・次の居室を設けること｡ 一般居室介護居室　設置者が自ら介護サービスを提供するための専用の居室であり、入居者の状況等に応じて適切な数を確保すること。なお、一般居室で介護サービスが提供される場合又は有料老 人ホームが自ら介護サービスを提供しない場合は介護居室を設置しなくてもよいこと。一時介護室　設置者が自ら一時的な介護サービスを提供するための居室であり、入居者の状況等に応じて適切な数を確保すること。なお、一般居室又は介護居室で一時的な介護サービスを提供することが可能である場合は一時介護室を設置しなくても良いこと。　・次の設備について、居室内に設置しない場合は、全ての入居者が利用できるように適当な規模及び数を設けること。 浴室、洗面設備、便所　・設置者が提供するサービス内容に応じ、次の共同利用の設備を設けること。　　食堂医務室又は健康管理室看護・介護職員室機能訓練室（専用室を確保する場合に限らず、」機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合を含む。）談話室又は応接室洗濯室汚物処理室健康・生きがい施設（スポーツ、レクリエーション等のための施設、図書室その他の施設）事務室、宿直室その他の運営上必要な設備　 |
|   | 施　　設　　名 | 建　　　物　　　名 |  |
| 介護型 | 住宅型 | 健康型 |
| 居室 | 一般居室 |  |  |  |
| 介護居室 |  |  |  |
| 一時介護室 |  |  |  |
| 浴室 |  |  |  |
| 洗面設備 |  |  |  |
| 便所 |  |  |  |
| 食堂 |  |  |  |
| 医務室（健康管理室） |  |  |  |
| 看護・介護職員室 |  |  |  |
| 機能訓練室 |  |  |  |
| 談話室（応接室） |  |  |  |
| 洗濯室 |  |  |  |
| 汚物処理室 |  |  |  |
| 健康生きがい施設 |  |  |  |
| 事務室 |  |  |  |
| 宿直室 |  |  |  |
| エレベーター |  |  |  |
| 階段 |  |  |  |
| 特別避難階段 |  |  |  |
| 屋外避難階段 |  |  |  |
| 屋外避難場所（ﾊﾞﾙｺﾆｰ等） |  |  |  |
| 共同生活室（ユニットの場合） |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 運 営 ・ 管 理 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
|  ●　一般居室、介護居室及び一時介護室は、個室とすることとし、入居者１人当たりの床面積は１３㎡以上とする。 　 （個室１人当たりの床面積　　　　　　　　　　　　㎡） 　○　２人利用の居室を整備する場合には、入居者が夫婦である等　　　プライバシーの確保に支障がない間柄の者同士である。 　　　 　 ・ある　・ない　　○　２人利用の居室の床面積は２１．３㎡以上とする。 （２人利用の居室床面積　　　　　　　 　　　　　㎡） 　○　各個室は、建築基準法第３０条の規定に基づく界壁により区　　　 分されている。 ・いる　・いない 　○　収納設備等の設置にあたっては、介護、車椅子の使用、緊急　　　時の対応等に支障のないよう配慮している。 ・いる　・いない　　○　居室に緊急通報装置が備え付けられている。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　・いない　　○　居室が地下に設けられていない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　・いない　●　共同生活室は、入居者１０人前後を１ユニットとし、簡単な調理、　　 食事、談話などを通じて交流し、共同で生活を営むことができる場　　所であること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・ある　・ない　●　食堂は、適切な広さ及び座席数を確保していること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・ある　・ない ●　医務室は、医療法施行規則第１６条に規定する診療所の構造設　　備に適合している。 ・いる　・いない ●　浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものである。 ・ある　・ない ●　便所は、居室内又は居室のある階毎に居室に隣接して設置する　　こととし、緊急通報装置等を備えるとともに身体の不自由な者が使　　用するのに適したものであること。 ・ある　・ない　●　洗面設備は、居室内又は居室のある階毎に居室に隣接して設　　 置してあること。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・ある　・ない　●　機能訓練室など、機能訓練を行うために適当な広さの場所があ　　る。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・ある　・ない　●　健康・生きがい施設が設けられている。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　・いない　●　２階以上に居室が設けられている場合、エレベーターが設置され　　ている。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　・いない |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ５（９）　一　　一般居室、介護居室及び一時介護室は次によること。 　　イ　個室とすることとし、入居者１人当たりの床　　　面積は１３平方メートル以上（居室内に洗面　　　所が設けられているときはその面積を含み、　　　居室内にトイレが設けられているときはその　　　面積を除く）とし、介護、車椅子の使用、緊急　　　時の対応等に支障のないよう十分な配慮が　　　なされていること。 　　ロ　各個室は、建築基準法第３０条の規定に　　　　基づく界壁により区分されたものとすること。 ハ 室内に収納設備等を設ける場合は、介　　　　　護、車いすの使用、緊急時の対応等に支障　　　のないよう配慮をすること。　　ニ　緊急通報装置を備えること。 　　ホ　地階に設けてはならないこと。 　　へ　定員については、個室（一人利用）を原則　　　とするが入居者が夫婦である等プライバシ　　　　ーの確保に支障が生じない間柄の者同士で　　　ある場合に限り、２人利用の居室の整備を　　　　認めるものとする。その場合にあっては、１　　　　居室の床面積を２１．３平方メートル以上と　　　　すること。 二　共同生活室は、専ら要介護者等を入居対象　　とする介護付有料老人ホーム等において、入　　　居者１０人前後を一つのユニット（生活単位）と　　してユニットケアを行う場合に簡単な調理、食　　　事、談話などを通じて交流し、共同で生活を営　　むために設置する場所であり、居室がいずれ　　　かのユニットに属する形状で設置すること。　　　なお、全入居者を対象としてユニットケアを　　　行うとともに、全ユニットに共同生活室を整備　　　する場合は、食堂及び談話室等を設置しない　　ことができる。 三　食堂は、入居定員及び車椅子使用者数など　　入居者の要介護の状態を勘案して、適切な広　　さ及び座席数を確保すること。　　　なお、手指を洗浄する設備を設けるなど衛　　　生面に配慮すること。　四　医務室を設置する場合には、医療法施行規　　則（昭和２３年厚生省令第５０号）第１６条に規　　定する診療所の構造設備の基準に適合したも　　のとすること。 　五　要介護者等が利用する浴室は、身体の不自　　由な者が入浴するのに適したものとすること。 　六　 要介護者が使用する便所は、居室内又は居　　室のある階ごとに居室に近接して設置すること　　とし、緊急通報装置等を備えるとともに、身体　　　の不自由な者が使用するのに適したものとす　　　ること。 七　洗面設備は、居室内又は居室のある階毎に　　居室に隣接して設置すること。　八　機能訓練室は、他に機能訓練を行うために　　適当な広さの場所（同一敷地内にある若しくは　　道路を隔てて隣接する又は当該施設の付近に　　ある等の立地も含む）が確保できる場合には　　　設置しなくても良いこと。　九　健康・生きがい施設は、 入居者が健康で生　　きがいを持って生活することに資するため、例　　えば、スポーツ、レクリエーション施設、図書館　　等を設けることが望ましいこと。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 運 営 ・ 管 理 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
|  ●　介護居室のある区域の廊下幅は下記によること。　　○　全ての居室が個室で、１室当たりの床面積が１８㎡以上で、か　　　つ、居室内に便所及び洗面所が設置されている場合は、１．４ｍ　　　以上（中廊下の場合は、１．８ｍ以上）であること。 （中廊下の場合の廊下幅　　　　　　　　　　　　ｍ） （片廊下の場合の廊下幅　　　　　　　　　　　　ｍ） ○　上記以外の場合は、１．８ｍ以上（中廊下の場合は、２．７ｍ以　　　上）とすること。 （中廊下の場合の廊下幅　　　　　　　　　　　　ｍ） （片廊下の場合の廊下幅　　　　　　　　　　　　ｍ）　●　階段に手摺りが設置されており、傾斜は緩やかである。　　　　　　　　　　　　　　　 ・ある　・ない　●　有料老人ホームと社会福祉施設又は病院若しくは診療所の施設　　を同一建物としている場合は、原則として同一階に共存せず、施設　　の区分を構造的に明確に分離してあること（建物内に有料老人ホ　　　ームとその他の施設にそれぞれ専用の入口が設けられている場　　　合、それぞれの施設に通じる建物の玄関、ホール、階段、エレベー　　ター、廊下等の共用は可能。入居者が直接利用しない施設は除　　く）。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・ある　・ない１０　既存建築物等の活用の場合等の特例　　●　既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム又は定員９人以下の有料老人ホームについて、上記基準を満たすことが困難な場合においては、次のいずれかの基準を満たす場合、上記基準に適合することを要しない。　　　一　次のイ、ロ及びハの基準を満たすもの　　　　イ．すべての居室が個室である。　・ある　　・ない　　　　　　　ロ．上記基準を満たしていない事項について、重要事項説明書又は管理規定に記入し、その内容を適切に入居者又は入居希望者に対して説明している。　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　・いない　　ハ．次の①又は②のいずれかに適合するものであること ① 代替の措置（入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となる廊下幅を確保できない場合において、入居者の希望に応じて職員が廊下の移動を介助することなど）を講ずること等により、上記の基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められるものである。 　　　　　　　　　　　　・ある　　・ない② 将来において上記に定める基準に適合させる改善計画を策定し、入居者への説明を行っている。 　　　　　　　　　　　　・いる　　・いない二 建物の構造について、文書により適切に入居者又は入居希望者に対して説明しており、外部事業者によるサービスの受入や地域との交流活動の実施などにより、事業運営の透明性が確保され、かつ、入居者に対するサービスが適切に行われているなど、適切な運営体制が確保されているものとして都道府県知事が個別に認めている。 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　　　・いない● 岐阜県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての有料老人ホームであって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めている。 一　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造である。 ・いる　　　　・いない二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものである。 ・いる　　　　・いない三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものである。 ・いる　　　　・いない |  |  十　エレベーターは、介護付有料老人ホーム又　　　は住宅型有料老人ホームであって、原則として　　居室を２階以上に設ける場合には設置すること。十一　介護居室のある区域の廊下は、入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となるよう、次のイ又はロによること。　　イ 全ての居室が個室で、１室当たりの床面　　　　積が１８平方メートル（面積の算定方法はバ　　　ルコニーの面積を除き、壁芯方法による。）　　　　以上であって、かつ、居室内に便所及び洗　　　　面設備が設置されている場合　　　　廊下の幅は有効幅（内法によるものとし、　　　　手すりから測定することとする。）で１．４メ　　　　ートル以上とすること。ただし、中廊下（廊　　　　下の両側に居室及び入居者が日常生活　　　　　上使用する必要がある施設がある廊下）　　　　の幅は有効幅で１．８メートル以上とする　　　　　こと。　　ロ 上記以外の場合については、廊下の幅を　　　有効幅で１．８メートル以上とすること。ただ　　　し、中廊下の幅は有効幅で２．７メートル以　　　　上とすること。十二　階段には手摺りを設置し、傾斜は緩やかに　　　すること。十三　有料老人ホームと社会福祉施設又は病院若しくは診療所の施設（以下「社会福祉施設等」という）を同一建物として建築する場合は、　有料老人ホームの入居者の快適な生活環境を害するおそれのないよう、施設の区分を構造的に明確に分離することとし、同一階に有料老人ホームと社会福祉施設等とが共存するものは原則として認められないこと。　　　ただし、建物内に有料老人ホームと社会福　　　祉施設等にそれぞれ専用の入口が設けられて　　いる場合については、それぞれの施設に通じ　　　る建物の玄関、ホール、階段、エレベーター、廊　　　下等は共用できるものであること。　　　なお、有料老人ホームの入居者又は社会福　　祉施設の利用者が直接利用しない施設はこの　　限りでないこと。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ６・既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム又は定員９人以下の有料老人ホームについて、建物の構造上５(9)に定める基準を満たすことが困難である場合においては、次のいずれかの基準を満たす場合、当該基準に適合することを要しない。 一 次のイ、ロ及びハの基準を満たすもの イ すべての居室が個室であること。 ロ ５(9)に定める基準を満たしていない事項について、重要事項説明書又は管理規程に記入し、その内容を適切に入居者又は入居希望者に対して説明すること。 ハ 次の①又は②のいずれかに適合するものであること ① 代替の措置（入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となる廊下幅を確保できない場合において、入居者の希望に応じて職員が廊下の移動を介助することなど）を講ずること等により、５(9)の基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められるものであること。 ② 将来において５(9)に定める基準に適合させる改善計画を策定し、入居者への説明を行っていること。 二 建物の構造について、文書により適切に入居者又は入居希望者に対して説明しており、外部事業者によるサービスの受入や地域との交流活動の実施などにより、事業運営の透明性が確保され、かつ、入居者に対するサービスが適切に行われているなど、適切な運営体制が確保されているものとして都道府県知事が個別に認めたもの。 (2) 岐阜県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての有料老人ホームであって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたものについては、5(2)の規定にかかわらず、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成２３年法律 第７４号。以下「改正法」という。）の施行（平成２３年１０月２０日）の際現に改正法による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律第４条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホームについては、５(2)、(3)、(6)、(7)、(8)及び(9)の基準を適用しない。ただし、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故、災害に対応するための設備を十分に設けるとともに、緊急通報装置を設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図ること。　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 運 営 ・ 管 理 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| １１　職員の配置等　●　職員の配置状況の記入してください。 |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ７（１） |
|  |  | 管理者 | 生活相談員 |  | 直接処遇職員数 | 機能訓練指導員 | 栄養士 | 調理員 |  |  |  |  | 医師 |  |  |
| 介護職員 | 看護職員 |  |  |  |  | 計 | 合計 | 内常勤職員 | 内夜勤職員 |
| 建物別職員数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 内有資格者 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  ＊看護職員・・・看護師又は準看護師　＊機能訓練指導員・・・日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防　　　止するための訓練を行う能力を有すると認められる者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あ　　　　ん摩マッサージ指圧師） |
| 　●　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者を配置している。・いる　・いない　●　管理者その他介護サービスの責任者の地位にある者は、老人の介護について、知識、経験を有している。 ・いる　・いない　●　介護付有料老人ホームの場合、直接処遇職員の数は、介護保　　　険事業所・施設指定基準を満たしている。（人数を記入） ・いる　・いない |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ７（１）二＊特定施設入居者生活介護看護師配置基準 |
|  | 入居者数 | ～３０ | ３１～８０ | ８１～１３０ |  |
|  | 建物名 | 要介護者数 | 要支援２数 | 要支援１数 | （要介護＋要支援２＋要支援１×０．３）／３ | 直接処遇職員数 |  |
| 看護師数 | １ | ２ | ３ |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  | ＊指定特定施設入居者介護の提供にあたる直接　処遇職員数 常勤換算方法で要介護者の数及び要支援者の数に１０分の３を乗じて得た数の合計数が３又はその端数を増すごとに１以上＊指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者　の指定を併せて受け、かつ、同一施設で一体的　　に運営されている場合の直接処遇職員数　常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービス　利用者のうち要支援２に該当する者の数が３又　　はその端数を増すごとに１並びに要支援１に該　　当する者の数が１０又はその端数を増すごとに１　以上＊要介護者の利用者及び要支援２として認定を受　けている利用者の数に、要支援１として認定を受　けている利用者１人を要介護者０．３人と換算し　　て合計した利用者数をもとに、３又はその端数を　増すごとに１以上と算出するものとする。 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  ●　前年度中の職員の採用、退職、転勤の状況について記入してく　　　ださい。 |
|  | 当初職員総数 | 採用者数 | 退職者数 | 転勤者数 | 年度末職員総数 |  |
|  人 |   人 |  人 |  人 |  　　　　人 |
|  |  |  |  |  |
|  ●　職員の人事記録（履歴・給与等人事に関する事項）は整備されて　　いるか。 ・いる　・いない |

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 運 営 ・ 管 理 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| 　●　職員に対して、採用時及び採用後に定期的に研修を実施してい　　るか。 ・いる　・いない　　○　前年度及び本年度に実施又は受講（予定）の主な研修を記入 　してください。　 |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ７（２）・職員に対しては、採用時及び採用後において定 期的に研修を実施すること。特に、生活相談員 及び直接処遇職員については、高齢者の心身 の特性、実施するサービスのあり方及び内容、 介護に関する知識及び技術、作業手順等につ いて研修を行うこと。  |
|  | 受講者職種区分 | 延べ人数 | 主　要　研　修　名 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 　●　職員の業務関係資格の取得に配慮しているか。 ・いる　・いない　●　職員の健康診断は、 （年　　　　　　　回実施） ●　職員の採用時健康診断を実施しているか。 ・いる　・いない　●　有料老人ホームの職員又は職員であった者が、その業務上知り　　得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措　　　置を講じている。 ・いる　・いない１２　衛生管理の状況　●　使用水は、次のどれか。　　　 ・都市水道又はこれに準ずる簡易水道　　　 ・井戸水等の自家水　　＜以下、井戸水等の自家水の場合＞　　○　水質検査を行っているか。 ・いる　・いない　　○　水源の場所は、次のどれか。　　　 ・施設敷地内　・施設敷地外　●　受水槽、高架水槽等を使用している場合、水槽の清掃を行って　　　いるか。 ・いる　・いない |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ７（３）　・職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早 期発見及び健康状態の把握のために、採用時 及び採用後において定期的に健康診断を行うと ともに、就業中の衛生管理について十分な点検 を行うこと。＊労働安全衛生規則第４５条　　寮母等夜間業務を行う職員については、６ヶ月　 以内毎に１回実施。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ７（４）　・有料老人ホームの職員又は職員であった者 が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居 者又はその家族の秘密を漏らすことがないよ う、有料老人ホームの設置者は必要な措置を講 じなければならない。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ８（７）　・入居者の使用する食器その他の設備及び飲水　 に供する水について、衛生的な管理に努め、又 は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医務室 等を設置する有料老人ホームにあっては、医療 品及び医療機器の管理を適切に行うこと。　 ・感染症及び食中毒の予防及び蔓延を防ぐための指針を整備するとともに、所属職員に対する研修を定期的に実施すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 運 営 ・ 管 理 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| 　●　排水及び汚物処理に問題はないか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・ない　・ある　　○　問題がある場合、具体的に記入してください。　●　衛生管理者又は安全衛生推進者は専任されているか。 ・いる　・いない ○　いる場合の該当者の職・氏名は、 （職　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　）　●　感染症及び食中毒の予防及び蔓延を防ぐための指針を整備す　　るとともに、職員に対する研修を定期的に実施していること。 ・いる　・いない１３　非常災害対策　●　消防計画は届け出てあるか。　　　　・ある（届出日　　　　　　年　　　月　　　日）　 ・ない ●　防火管理者は届け出てあるか。　　　　・ある（届出日　　　　　　年　　　月　　　日）　 ・ない ○　防火管理者の職・氏名、選任年月日は、 （職　　　　氏名　　　　　　　　　　　年　　月　　日） ●　避難及び消火に対する訓練の回数は、 　　　　　 （年　　　　　回） ○　避難場所は、 ●　消防設備、火気使用設備、器具等の定期点検は行っているか。 ○　業者（自主）点検は実施している。 ・いる　・いない ○　いる場合、記録はあるか。 ・ある　・ない　●　消防用設備等の点検結果は、消防署へ報告されているか。 ・いる　・いない ●　ボイラーを設置しているか。 ・いる　・いない ○　いる場合、設置届は、　　　　・ある（届出日　　　　　年　　　月　　　日）　・いない ○　いる場合、取扱主任者の選任は、 ・ある（氏名　　　　　　　　　　　　　　　） ・ない　●　消防署の立ち入り検査は、　　　　・ある（検査日　　　　　年　　　月　　　日）　・ない |  | ＊労働安全衛生法第１２条及び第１２条の２＊消防法施行規則第３１条の４＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ８（５）　・事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。  |

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 運 営 ・ 管 理 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| 　　○　指示事項は、 ・ある　・ない ○　ありの場合、指示事項の内容 |  |  |
|  |  |  |
|  |
| 　　○　消防署指示事項に対する改善状況 |
|  |  |  |
|  |
| 　●　防災資機材及び備蓄品の概況を記入してください。 |
|  | 用　　途 | 主な品目 | 数量 |  |
| 移送 |  |  |
| 照明 |  |  |
| 情報収集・伝達 |  |  |
| 医療 |  |  |
| 食料及び飲料水 |  |  |
| 日用品 |  |  |
| その他 |  |  |
|  |  |  |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 運 営 ・ 管 理 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| ＜避難確保計画＞●　水防法に基づく浸水想定区域内又は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に所在し、かつ市町村の地域防災計画に施設名が掲載されている場合、避難確保計画を作成し、これを市町村に報告しているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　・いない●　避難確保計画を策定している場合、当該計画に基づく避難訓練を年1回以上実施しているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　・いない●　非常災害対策に対する具体的計画又は避難確保計画において、施設利用者の避難を行う目安として、「警戒レベル3」（高齢者等避難）が各市町村において発令された段階とすることを明記し、避難開始のタイミングを施設職員が認識しているか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・いる　　・いない１４　施設の管理運営　●　施設の管理運営規程はあるか。 ・ある　・ない　　○　ある場合、規程の内容に含まれているものに○をつけてくださ　　　い。　　　・事業の目的・運営方針　　　・職員の定数・区分・職務内容　　　・入居者の定員　　　・利用料　　　・サービスの内容及びその利用負担　　　・介護を行う場合の基準　　　・医学的ケアを要する場所の基準　　　　（要介護者の状況に応じた対応を含む。）　　　・入所者の守るべき規則　　　・その他重要事項　　　　●　入居者の状況を記入して下さい（岐阜県外施設は不要です）。 （　　　　年　　　月　　　日現在） |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ８（１）　・入居者の定員、利用料、サービスの内容及びその費用負担、介護を行う場合の基準、医療を要する場合の対応などを明示した管理規程等を社団法人全国有料老人ホーム協会が発行している「有料老人ホーム標準管理規程」を参考にして設けること。なお、上記内容を含み、入居者に対する説明事項を適切に提示している資料であれば、その呼称にかかわらず、管理規定として扱って差しさえない。また、管理規程を変更する場合には、　（９）に定める運営懇談会で意見を求めるとともに、変更する場合の手続を入居契約書に規定すること。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ８（２）（３）（４）　・緊急時において迅速かつ適切に対応できるようにする観点から、入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を記載した名簿を整備しておくこと。明らかにした名簿並びに設備、職員、会計及び入居者の状況に関する帳簿を整備しておくこと。　・老人福祉法第２９条第４項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、２年間保存すること　　イ　有料老人ホームの修繕及び改修の実施状況　　ロ　老人福祉法第２９条第７項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録　　ハ　入居者に供与した次のサービス（以下「提供サービス」という。）の内容①　入浴、排せつ又は食事の介護 ②　食事の提供 ③　洗濯、掃除等の家事の供与 ④　健康管理の供与 ⑤　安否確認又は状況把握サービス ⑥　生活相談サービス ニ　緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合にあっては、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 ホ　提供サービスに係る入居者及びその家族からの苦情の内容 ヘ　提供サービスの供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容 ト　提供サービスの供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況 チ　設備、職員、会計及び入居者の状況に関する事項　・(2)の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成１６年１２月２４日・厚生労働省）」を遵守すること。 |
|  |  | 建　物　名 | 定員 | 入居者数 | うち住民登録者数 |  |
| 有料老人ホーム |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| 有料老人ホーム類似施設 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  ●　入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を明らかにし　　　た名簿があるか。 ・ある　・ない ●　次に掲げる帳簿がある場合、○を付けてください。　　・設備に関する帳簿　　・職員に関する帳簿　　・会計に関する帳簿　　・入居者の状況に関する帳簿（処遇状況を含む）　　　・有料老人ホームの修繕及び改修の実施状況に関する帳簿　　　・老人福祉法第２９条第７項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録に関する帳簿　　　・入居者に供与した次のサービスの内容に関する帳簿①　入浴、排せつ又は食事の介護 ②　食事の提供 ③　洗濯、掃除等の家事の供与 ④　健康管理の供与 ⑤　安否確認又は状況把握サービス⑥　生活相談サービス　　・緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合にあっては、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由に関する帳簿 　　　・提供サービスに係る入居者及びその家族からの苦情の内容に関する帳簿　　　・提供サービスの供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容に関する帳簿　　　・提供サービスの供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況に関する帳簿　　　・苦情・事故の記録　●　上の名簿・帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成１６年１２月２４日・厚生労働省）」を遵守しているか。・いる　　　・いない　●　前年度中に、退去した者はいるか。　　　　　　　　　・いる（　　　　　　　　　　人）　　・いない |

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 運 営 ・ 管 理 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| 　●　提携（協力）医療機関を定めている。 ・いる　・いない ○　いる場合、病院名、所在地、診療科目を記入してください。 |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ８（６）　・医療機関等との連携イ　入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。 ロ あらかじめ、歯科医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくよう努めることハ 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目等について入居者に周知しておくこと。 ニ 入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託医の確保などの支援を行うこと。 ホ 入居者が、医療機関を自由に選択することを妨げないこと。協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療に誘引するためのものではない。 ヘ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ８（９）　・有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りでない。 イ　運営懇談会は、管理者、職員及び入居者によって構成されること。 ロ　運営懇談会の開催に当たっては、入居者（入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等）に周知し、必要に応じて参加できるように配慮すること。 ハ　有料老人ホーム事業の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。ニ　運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。 ①　入居者の状況 ②　サービス提供の状況 ③　管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容 |
|  | 病院名所在地診療科目 |  |
|  |
| 　●　提携（協力）歯科医療機関を定めている。  ・いる　・いない  ○　いる場合、病院名、所在地、診療科目を記入してください。 |
|   | 病院名所在地 |  |
|  |
|  ○　提供（協力）医療（歯科）機関を入居者に周知しているか。　　　　・いる（方法　　　　　　　　　　　　　　　）　・いない　　　○　入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託医の確保などの支援を行っているか・いる　　　・いない　　　○　入居者が、医療機関を自由に選択することを妨げていないか。　・いる　　　・いない○　医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引していないか。・いる　　　・いない　●　管理者、職員及び入居者代表により組織する運営懇談会を設置　　しているか。 ・いる　・いない ○　運営懇談会の構成を記入してください。 |
|  |  区　　　　分 | 人数（定員） |  |
| ・管理者 |  |
| ・職員代表 |  |
| ・入居者代表 |  |
| ・要介護者身元引受人 |  |
| ・第三者（学識経験者） |  |
| ・　〃　（民生委員） |  |
| ・　〃　（　　　　　） |  |
|  計 |  |
|  |  |
|  |
| 　　○　前年度開催した運営懇談会の状況を記入してください。 |  |  |
|  | 開催年月日 | 出席者数 | 　主な議題 |  |
| 　　・　 ・ |  |  |
| 　　・　 ・ |  |  |
| 　　・　 ・ |  |  |
|  |  |  |
|  ○　入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されているか。もしくは、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている　　　　　 ・いる　・いない　　　　　　　　○　運営懇談会の開催に当たっては、入居者（入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等）に周知し、必要に応じて参加できるように配慮しているか。 　　　　 ・いる　・いない　　　　　○　運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めているか。 ①　入居者の状況 　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 ・いる　・いない②　サービス提供の状況 ・いる　・いない③　管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容・いる　・いない |

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 運 営 ・ 管 理 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| １５　サービス等　●　食事の時間を記入してください。 |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ９（１）　・設置者は、入居者に対して、契約内容に基づき、次に掲げるサービス等を自ら提供する場合にあっては、それぞれ、その心身の状況に応じた適切なサービスを提供すること。 一　食事サービス イ　高齢者に適した食事を提供すること。 ロ　栄養士による献立表を作成すること。 ハ　食堂において食事をすることが困難であるなど、入居者の希望に応じて、居室において食事を提供するなど必要な配慮を行うこと。 ニ　糖尿病等により治療食の提供が必要な入居者に対しては、医師や栄養士の指導により治療食を優先すること。健康増進法第２０条岐阜県特定給食施設等指導要綱第４条健康増進法第２１条岐阜県特定給食施設等指導要綱第５条岐阜県特定給食施設等指導要綱第６条 |
|  | 朝　食 | ： 　 ～ 　 ： |  |
| 昼　食 | ： 　 ～ ： |
| 夕　食 | ： 　 ～ ： |
|  |  |
|  ●　食事の介護状況を記入してください。 |
|  | 有料老人ホーム | 全面介護者 | 人 |  |  |
| 一部介護者 | 人 |  |
|  | 人 |  |
| 有料老人ホーム類似施設 | 全面介護者 | 人 |  |
| 一部介護者 | 人 |  |
|  | 人 |  |
|  |  |  |  |
| 　●　給食業務の運営方法に○を付けてください。　　・直営で給食業務を行っている。　　・調理（材料購入含む）を外部に委託している。　　・食事サービスを実施していない。　　・食事サービスは、設置者以外が提供する。　　・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　＜以下、給食施設がある場合、回答してください。）　　○　特定給食施設又はその他の給食施設としての届出を行ってい　　　るか。 ・いる　・いない　　○　管理栄養士必置施設の指定を受けているか。 ・いる　・いない　 　○　管理栄養士又は栄養士の職氏名は、 |
|  | 職 | 氏　　　　　　名 | 資　　　格 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 　　○　特定給食施設栄養管理報告書又は給食施設栄養管理報告書　　　の提出は行っているか。 ・いる　・いない　●　保健所の立ち入り検査は、　　　・あり（検査日　　　　　　年　　　月　　　日）　・なし ○　ありの場合、指摘改善命令事項の内容は、 |
|  |  |  |
|  |
| 　　○　指摘改善命令事項に対する改善状況は、 |
|  |  |  |
|  |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 運 営 ・ 管 理 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| 　●　入居時に心身の健康状態等について調査している。 ・いる　・いない　●　入居後は、入居者の各種の相談に応じ、適切な助言をしている。 ・いる　・いない　●　入居者の健康診断実施状況は、 （年　　　　　　　　　　　　　回） ○　実施日は、 （ 年 月 日） ( 年 月 日) ○　健康診断及び健康保持のための措置の記録を保存している。 ・いる　・いない　●　入居者が一時的疾病のため日常生活に支障がある場合には、　　　介助等日常生活の世話が行われている。 ・いる　・いない　●　入居者が医療機関での治療が必要な場合には、適切な治療が　　　受けられるよう医療機関への連絡、照会、受診手続き、通院介助等　　の協力をしている。 ・いる　・いない　●　介護サービスは、入居者の自立を支援するという観点で処遇し　　　ており、常時介護に対応できる職員の勤務体制を採っている。 ・いる　・いない　　○　契約に基づく介護サービスを、老人保健施設、病院又は特別　　　　養護老人ホームに行わせていない。 ・いる　・いない ○　介護記録を作成、保管するとともに主治医との連携を十分とっ　　　ている。 ・いる　・いない●　入居者の安否確認又は状況把握については、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとしている。・いる　・いない |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ９（１）二、三・生活相談・助言等 イ　入居時には、心身の健康状況等について調査を行うこと。 ロ　入居後は入居者の各種の相談に応ずるとともに適切な助言等を行うこと。・健康管理と治療への協力イ　サービスマニュアル等において健康管理基準を定め、定期健康診断、医師の訪問による健康相談や診察、看護職員による体温・脈拍・血圧の測定等の健康管理について、頻度、方法及び内容等を規定すること。ロ　入居時及び定期的に健康診断（歯科に係るものを含む。）の機会を設けるなど、入居者の希望に応じて健康診断が受けられるよう支援するとともに、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとること。 ハ　入居者の意向を確認した上で、入居者の希望に応じて、健康診断及び健康保持のための措置の記録を適切に保存しておくこと。 ニ　入居者が一時的疾病等のため日常生活に支障がある場合には介助等日常生活の世話を行うこと。 ホ　医療機関での治療が必要な場合には適切な治療が受けられるよう医療機関への連絡、紹介、受診手続、通院介助等の協力を行うこと。 ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ９（１）四・　介護サービス イ　介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、契約に定めるところにより、当該有料老人ホーム又はその提携有料老人ホーム（一定限度以上の要介護状態になった場合に入居者が住み替えてそこで介護サービスを行うことが入居契約書に明定されているものに限る。）において行うこととし、当該有料老人ホームが行うべき介護サービスを介護老人保健施設、病院、診療所又は特別養護老人ホーム等に行わせてはならないこと。なお、この場合の介護サービスには、医療行為は含まれないものであること。 ロ　契約内容に基づき、入居者を一般居室、一時介護室又は介護居室において入居者の自立を支援するという観点に立って処遇するとともに、常時介護に対応できる職員の勤務体制をとること。ハ　介護記録を作成し、保管するとともに、主治医との連携を十分図ること。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ９（１）五・ 安否確認又は状況把握 入居者の安否確認又は状況把握については、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。 |
| ●　機能回復訓練を行っている。 ・いる　・いない |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ９（１）六　・介護サービスを提供する有料老人ホームにあっ　 ては、要介護者等の生活の自立の支援を図る 観点から、その身体的、精神的条件に応じた機 能訓練等を実施すること。 |
|  |  |  |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 運 営 ・ 管 理 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
|  ○　いる場合、内容を記入してください。 |  |  |
|  |  |
|  | 区　　分 | 内　　　　　　　　　　　　　　　　　容 | 実施回数 | 参加人員 | 担　当　職　員 |  |
| 理学療法 |  |  |  |  |
| 作業療法 |  |  |  |  |
| 運動療法 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 　●　主なレクリエーション（行事等）の実施状況を記入してください。 |
|  |  月 | 行　　　　事　　　　内　　　　容 |  |  月 | 行　　　　事　　　　内　　　　容 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 　●　入居者のために、教養、娯楽設備として整備しているものに○を　　付けてください。 ・新聞　・雑誌　・テレビ　・ビデオ　・囲碁・将棋等　・図書　　・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ●　入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を身　　　元引受人へ定期的に連絡（報告）しているか。 ・いる　・いない ●　入居者の金銭、預金等の預り金はあるか。 ・ない　・ある　　○　預り金がある場合、依頼又は承諾を書面で確認しているか。 ・いる　・いない　　○　金銭等の具体的な管理方法、定期報告等を管理規程等で定　　　　めているか。 ・いる　・いない　　○　預り金の状況を記入してください。　　　　平成　　年　　月　　日現在 入所者／　　　人　うち預り金対象人数／　　　人　　　　　預り金総額／　　　　　　　　円 |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ９（１）七　・入居者の要望を考慮し、運動、娯楽等のレクリ　 　エーションを実施すること。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ９（１）八　・身元引受人への連絡等 イ　入居者の生活において必要な場合には、身元引受人等への連絡等所要の措置をとるとともに、本人の意向に応じ、関連諸制度、諸施策の活用についても迅速かつ適切な措置をとること。 ロ　要介護者等については、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を身元引受人等へ定期的に報告すること。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ９（１）九　・金銭等管理 イ　入居者の金銭、預金等の管理は入居者自身が行うことを原則とすること。ただし、入居者本人が特に設置者に依頼した場合、又は入居者本人が認知症等により十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行えないと認められる場合であって、身元引受人等の承諾を得たときには、設置者において入居者の金銭等を管理することもやむを得ないこと。 ロ　設置者が入居者の金銭等を管理する場合にあっては、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 運 営 ・ 管 理 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| 　●　入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努めるとと　　もに、入居者の外出の機会を確保するよう努めているか。 ・いる　・いない　●　成年後見制度について、入居者及びその家族に対して周知に努　　めているか。 ・いる　・いない　●　職員による会議を定期的に開催し、入居者の個々のサービス内　　容の検証及び向上に努め、入居者の介護予防及び要支援・要介護　　状態の改善又は進行防止を図っているか。 ・いる　・いない　●　設置者は、うえに掲げるサービス等の提供に係る入居者との契約を締結する場合、その職員に対して、提供するサービス等の内容を十分に周知徹底している。・いる　・いない　●　有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行っている。・いる　・いない　●　設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第124号）に基づき、研修の実施等を行っている。・いる　・いない●　緊急やむを得ず身体拘束を行う場合に、その態様及び時間、そ　　の際の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録している　　　か。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 身体拘束を行った日時 | 要介護者の心身の状況 | 拘束を必要とした理由 | 記録の有無 | 家族の承諾等の有無 |
| Ａ |  |  |  |  |  |
| Ｂ |  |  |  |  |  |
| Ｃ |  |  |  |  |  |

 |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ９（１）十　・常に入居者の家族との連携を図り、入居者とそ　 の家族との交流等の機会を確保するように努め るとともに、入居者の外出の機会を確保するよ う努めること。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ９（１）十一　・入居者及びその家族に対して、成年後見制度及び市町村又は社会福祉協議会等が行っている高齢者の財産保全に関する支援措置等の周知に努めること。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ９（１）十二　・職員による会議を定期的に開催し、入居者の個 々のサービス内容の検証及び向上に努めるとと もに、サービスの提供を通じて、入居者の介護予　 防及び要支援・要介護状態の改善又は進行防止　 を図ること。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ９（２）・設置者は、(1)各号に掲げるサービス等の提供に係る入居者との契約を締結する場合、その職員に対して、提供するサービス等の内容を十分に周知徹底すること。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ９（３）・有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 ９（４）（５）（６）・設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。 イ　同法第５条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。 ロ 同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。・入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。　 ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。 |
|  |  |  |
| １６　利用料等 |
|  | 項　　　　　　目 | 費　　　　用（円） | 使　　　　　　　　　　　途 |  |
| 管　　　　理　　　　費 |  |  |
| 食　　　　　　　　　費 |  | 　　朝　　　　　　円　昼　　　　　　円　夜 円 |
|  |  |  |
| 光　　　熱　　　水　　　費 |  |  |
| 家賃相当（賃貸方式のみ） |  |  |
| そ　　　　の　　　　他 |  |  |
| 合　　　　　　　　　計 |  |  |
|  |  |  |
| 　●　家賃相当額（月払方式・前払い方式・併用方式・その他） ○　家賃相当額の算定方法 |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 １１（１）　・有料老人ホームは、契約に基づき入居者の負担により賄われるものであり、その支払方法については、月払い方式、前払い方式又はこれらを組み合わせた方式等様々な方法が考えられるが、いずれの場合にあっても、設置者が次に掲げる費用を受領する場合の取り扱いについては、それぞれ次によること。一 家賃（賃貸借契約以外の契約で受領する利用料のうち、部屋代に係る部分を含む。） 当該有料老人ホームの整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定したものとし、近傍同種の住宅の家賃から算定される額を大幅に上回るものでないこと。二 敷金 敷金を受領する場合には、その額は６か月分を超えないこととし、退去時に居室の原状回復費用を除き全額返還すること。なお、原状回復の費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版） 」（平成２３年８月国土交通省住宅局）を参考にすること。三 介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価（以下「サービス費用」という。） イ　入居者に対するサービスに必要な費用の額（食費、介護費用その他の運営費等）を基礎とする適切な額とすること。 ロ　多額の前払金を払えば毎月の支払は一切なく生涯生活を保証するという終身保証契約は、その後において入居者の心身の状況や物価、生活費等の経済情勢が著しく変化することがあり得るので、原則として好ましくないこと。ハ　設置者が、サービスを提供した都度個々にそのサービス費用を受領する場合については、提供するサービスの内容に応じて人件費、材料費等を勘案した適切な額とすること。ニ　介護付有料老人ホームにおいて、手厚い職員体制又は個別的な選択による介護サービスとして介護保険外に別途費用を受領できる場合は、「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」（平成１２年３月３０日付け老企第52号厚生省老人保健福祉局長企画課長通知）の規定によるものに限られていることに留意すること。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 １１（２）・前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によること。 一　受領する前払金が、受領が禁止されている権利金等に該当しないことを入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明すること。 二　老人福祉法第２９条第７項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成１８年厚生労働省告示第２６６号）に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成１８年３月３１日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務付けはないが、入居者の利益を保護する観点から、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。三 前払金の算定根拠については、想定居住期間を設定した上で、次のいずれかにより算定することを基本とすること。 ① 期間の定めがある契約の場合 （１ヶ月分の家賃又はサービス費用）×（契約期間（月数）） ② 終身にわたる契約の場合 （１ヶ月分の家賃又はサービス費用）×（想定居住期間（月数））＋（想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額） 四　サービス費用の前払金の額の算出については、想定居住期間、開設後の経過年数に応じた要介護発生率、介護必要期間、職員配置等を勘案した合理的な積算方法によるものとすること。ただし、サービス費用のうち介護費用に相当する分について、介護保険の利用者負担分を、設置者が前払金により受け取ることは、利用者負担分が不明確となるので不適当であること。五　前払金の算定根拠とした想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額については、具体的な根拠により算出された額とすること。 六　老人福祉法第２９条第８項の規定に基づき、前払金を受領する場合にあっては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実に行うこと。七　入居契約において、入居者の契約解除の申し出から実際の契約解除までの期間として予告期間等を設定し、老人福祉法施行規則（昭和３８年厚生省令第２８号）第２１条第１項第１号に規定する前払金の返還債務が義務づけられる期間を事実上短縮することによって、入居者の利益を不当に害してはならないこと。 八　着工時において、相当数の者の入居が見込まれない場合については、十分な入居者を確保し安定的な経営が見込まれるまでの間については、前払金の返還金債務について銀行保証等が付されていること。 |
|  |  |  |
|  |
| 　　○　敷金の算定方法 |
|  |  |  |
|  |
| ○　敷金は退去時には居室の原状回復費用を除き全額返還する　　　こととなっているか。 ・いる　・いない　　○　前払い方式の場合、受領する前払金が権利金等に該当しな　　　　いことを契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十　　　分に説明しているか。　　 　・いる　・いない

|  |
| --- |
| ●　介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価　　○　算定方法 |
|  |

 |
| ○　都度払い方式（サービスを提供した都度、個々にその費用を　　　　受領する方式）については、提供するサービスの内容に応じて人　　　件費、材料費等を勘案した適切な額としているか。 ・いる　・いない●　手厚い職員体制であるとして介護保険外に別途費用を受領して　　いるか。　　　　　　　　　　　　　　　　 　　・している　・していない●　前払い方式によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によっているか。 　　○　受領する前払金が、受領が禁止されている権利金等に該当しないことを入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明している。　　　　　　　　　　　　　　　　　　・している　・していない　○　老人福祉法第２９条第７項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の必要な保全措置を講じている。・いる（方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　・いない○　平成１８年３月３１日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務付けはないが、入居者の利益を保護する観点から、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めている。・いる（方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　・いない○　前払金方式の場合の前払金の内容及び算定根拠

|  |
| --- |
|  |

　　○　サービス費用のうち介護費用に相当する分について、介護保険の利用者負担分を、設置者が前払金により受け取っていない。・いる　　　・いない　　○　前払金を受領する場合にあっては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約が締結され、返還を確実に行っている。・いる　　　・いない　　○　前払金方式の場合、一定期間内の契約解除又は死亡時の前払金の返還額を契約書に明示しているか。また、前払金の返還確実に行っているか。 　　・いる（方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　・いない |

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 運 営 ・ 管 理 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| １７　契約内容等　●　契約に際して、契約手続き、利用料等の支払い方法などについ　　　て、事前に十分説明している。 ・いる　・いない　　○　前払金の内金は前払金の２０％以内としている。 ・いる　・いない　　○　入居開始可能日前の契約解除の場合、既受領金の全額又は　　　申込金を除いた全額を返還している。 ・いる　・いない　　○契約内容は、次の項目について明示している。 |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 １２（１）・契約締結に関する手続等 一　契約に際して、契約手続、利用料等の支払方法などについて事前に十分説明すること。特定施設入居者生活介護等の指定を受けた設置者にあっては、入居契約時には特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結しない場合であっても、入居契約時に、当該契約の内容について十分説明すること。 二　前払金の内金は、前払金の２０％以内とし、残金は引渡し日前の合理的な期日以降に徴収すること。 三　入居開始可能日前の契約解除の場合については、既受領金の全額を返還すること。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 １２（２）・契約内容 一　入居契約書において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨、利用料等の費用負担の額及びこれによって提供されるサービス等の内容、入居開始可能日、身元引受人の権利・義務、契約当事者の追加、契約解除の要件及びその場合の対応、前払金の返還金の有無、返還金の算定方式及びその支払時期等が明示されていること。 二　介護サービスを提供する場合にあっては、心身の状態等に応じて介護サービスが提供される場所、介護サービスの内容、頻度及び費用負担等を入居契約書又は管理規程上明確にしておくこと。 三　利用料等の改定のルールを入居契約書又は管理規程上明らかにしておくとともに、利用料等の改定に当たっては、その根拠を入居者に明確にすること。 四　入居契約書に定める設置者の契約解除の条件は、信頼関係を著しく害する場合に限るなど入居者の権利を不当に狭めるものとなっていないこと。また、入居者、設置者双方の契約解除条項を入居契約書上定めておくこと。五　要介護状態になった入居者を一時介護室において処遇する場合には、医師の意見を聴いて行うものとし、その際本人の意思を確認するとともに、身元引受人等の意見を聴くことを入居契約書又は管理規程上明らかにしておくこと。 六　一定の要介護状態になった入居者が、一般居室から介護居室若しくは提携ホームに住み替える契約の場合、入居者が一定の要介護状態になったことを理由として契約を解除する契約の場合、又は、介護居室の入居者の心身の状況に著しい変化があり介護居室を変更する契約の場合にあっては、次の手続を含む一連の手続を入居契約書又は管理規程上明らかにしておくこと。また、一般居室から介護居室若しくは提携ホームに住み替える場合の家賃相当額の差額が発生した場合の取扱いについても考慮すること。 イ　医師の意見を聴くこと。 ロ　本人又は身元引受人等の同意を得ること。 　　ハ　一定の観察期間を設けること。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 １２（３）・消費者契約の留意点 消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第二節（消費者契約の条項の無効）の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があることから、入居契約書の作成においては、十分に留意すること。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 １２（４）・重要事項の説明等 老人福祉法第２９条第５項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第２０条の５第１４号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。 一　入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式に基づき「重要事項説明書」（以下「重要事項説明書」という。）を作成するものとし、入居者に誤解を与えることがないよう必要な事項を実態に即して正確に記載すること。なお、同様式の別添１「事業者が運営する介護サービス事業一覧表」及び別添２「入居者の個別選択によるサービス一覧表」は、重要事項説明書の一部をなすものであることから、重要事項説明書に必ず添付すること。 二　重要事項説明書は、老人福祉法第２９条第５項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。三　入居希望者が、次に掲げる事項その他の契約内容について十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕をもって重要事項説明書及び実際の入居契約の対象となる居室に係る個別の入居契約書について説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行うこと。 イ　設置者の概要 ロ　有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）ハ　サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合、その旨 ニ　有料老人ホームの設置者又は当該設置者に関係する事業者が、当該有料老人ホームの入居者に提供することが想定される介護保険サービスの種類 ホ　入居者が希望する介護サービスの利用を妨げない旨 四　有料老人ホームの設置時に老人福祉法第２９条第１項に規定する届出を行っていない場合や、本指針に基づく指導を受けている場合は、重要事項説明書にその旨を記載するとともに、入居契約に際し、入居希望者に対して十分に説明すること。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 １２（５）・体験入居 既に開設されている有料老人ホームにおいては、体験入居を希望する入居希望者に対して、契約締結前に体験入居の機会の確保を図ること。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 １２（６）・入居者募集等 一　入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告等において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示すること。二　誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成１６年公正取引委員会告示第３号。以下「不当表示告示」という。）を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと |
|  |  項　　　　　　　　目 |  明示の有無 |  |
| 有料老人ホームの場合その類型 | ・ある　・ない |
| 利用料等の費用負担の額 | ・ある　・ない |
| サービス等の内容 | ・ある　・ない |
| 入居開始可能日 | ・ある　・ない |
| 身元引受人の権利・義務 | ・ある　・ない |
| 契約当事者の追加 | ・ある　・ない |
| 契約解除の要件及びその場合の対応 | ・ある　・ない |
| 前払金の返還の有無・返還金算定方式 | ・ある　・ない |
| 返還金の支払時期 | ・ある　・ない |
| 介護サービスを提供する場合の場所 | ・ある　・ない |
| 介護サービスを提供する場合の内容・頻度 | ・ある　・ない |
| 介護サービスを提供する場合の費用負担 | ・ある　・ない |
| 利用料等改定のルール・根拠 | ・ある　・ない |
| 設置者の契約解除条件は、入居差の権利を不当に狭めるものになっていない。 | ・いる ・いない |
| 入居者、設置者双方の契約解除事項 | ・ある　・ない |
| 要介護状態となった入居者を一時介護室において処遇する場合の本人の意思の確認等 | ・ある　・ない |
| 一般居室から介護居室又は提携ホームへ住み替える、入居者が要介護状態になったことを理由として契約を解除する、介護居室の入居者の心身の状況に著しい変化があり介護居室を変更する等の契約の場合、①医師の意見を聞き、②本人又は身元引受人等の同意を得、③一定の観察期間を置くなどの一連の手続きが契約及び管理規程等上明らかである。 | ・ある　・ない |
|  |  |
| ●　事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があることから、入居契約書の作成においては、十分に留意されている。・いる　・いない●　入居契約に関する重要な事項を説明するため、「重要事項説明　　　書」及び「介護サービス等の一覧表を作成している。 ・いる　・いない　　○　「重要事項説明書」及び「介護サービス等の一覧表」は、入居　　　　相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付している。 ・いる　・いない　　　　○　次に掲げる事項について、重要事項説明書及び実際の入居契約の対象となる居室に係る個別の入居契約書について説明を行っている。 ・いる　・いない□　設置者の概要 □　有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）□　サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合、その旨 □　有料老人ホームの設置者又は当該設置者に関係する事業者が、当該有料老人ホームの入居者に提供することが想定される介護保険サービスの種類 □　入居者が希望する介護サービスの利用を妨げない旨 　　○　届出を行っていない場合や、本指針に基づく指導を受けている　　　場合、重要事項説明書にその旨を記載するとともに、入居契約　　　　に際し、入居者に対して十分に説明している。 ・いる　・いない●　契約締結前の体験入居制度がある。 ・ある　・ない　　○ある場合の制度概略を説明してください。　　　　●　有料老人ホーム及び有料老人ホーム類似施設の入居募集用の　　パンフレットを作成している。 ・いる　・いない●　有料老人ホームの入居募集に当たっては、パンフレット、募集広　　告等において有料老人ホームの類型、サービス付き高齢者向け住宅　の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示している。 ・いる　・いない●　有料老人ホーム及び有料老人ホ－ム類似施設の前年度募集広　　告の状況を記入してください。●　募集広告等入居募集の際、誇大広告等により、利用者に不当に　　期待をいだかせたり、それによって損害を与えるようなことがないよ　　う、実態と乖離のない正確な表示をしている。 ・いる　・いない　●　介護が必要になった場合の介護を行う場所、介護に要する費用　　の負担、介護を行う場所が入居している居室ではない場合の当該　　居室の利用権の存否等について、利用者に誤解を与えるような表　　　示をしていない。 ・いる　・いない |

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 運 営 ・ 管 理 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| 　●　入居者の苦情に対し、窓口を設置している。 ・いる　・いない　　○　窓口を設置している場合、設置場所・窓口責任者 |  | ＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 １２（７）（８）（９）・苦情解決の方法 入居者の苦情に対し迅速かつ円滑な解決を図るため、設置者において苦情処理体制を整備するとともに、外部の苦情処理機関について入居者に周知すること。 ・ 事故発生の防止の対応 有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。 一　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。 三　事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。・ 事故発生時の対応有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあっては、次の措置を講じること。 一　入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県が定める「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」に基づき、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。 二　前号の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。三　入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとすること。＊岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針 １３・ 有料老人ホームの運営に関する情報 設置者は、老人福祉法第２９条第５項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書（特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約書を含む。）、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。 ・ 前払金を受領する有料老人ホームに関する情報 前払金を受領する有料老人ホームにあっては、次の事項に留意すること。 イ　前払金が将来の家賃、サービス費用に充てられるものであることから、貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。 ロ　有料老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、事業収支計画についても閲覧に供するよう努めるとともに、貸借対照表等の財務諸表につ |
|  |  |  |
|  |
| 　　○ 窓口を設置していない場合、苦情に対する対応方法 |
|  |  |  |
|  |
| 　●　事故が発生した場合の対応、危険性の報告の方法等が記載さ　　　れた事故発生の防止のための指針及び体制を整備している。 ・いる　・いない　　○　「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル」に基づき、　　　　入居者の家族及び関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置　　　　を講じることとしているか。 ・いる　・いない　　○　過去１年間の事故の発生及び措置の状況 |
|  | 発生時期 | 事故の内容 | 措置の状況 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 　●　入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故や訴訟が　　あるか。 ・ある　・ない　　○　過去の賠償事故及び訴訟内容を記入してください。 （係争中のものを含む。） |
|  | 発生時期 | 事故及び訴訟内容 | 処理（中）状況 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| １８　情報開示　●　入居希望者に対し、交付又は閲覧している書類　　　（該当する項目に○をつけてください） |
|  | 交付・閲覧対象書類等 | 交　付 | 閲　覧 | 未開示 |  |
| 入居案内・パンフレット |  |  |  |
| 重要事項説明書 |  |  |  |
| 介護サービス等の一覧表 |  |  |  |
| 契約書 |  |  |  |
| 管理規程 |  |  |  |
| 運営懇談会規程 |  |  |  |
| 貸借対照表 |  |  |  |
| 損益計算書 |  |  |  |
| 事業収支計画 |  |  |  |
| その他（　　　　　　　　　） |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 運 営 ・ 管 理 関 係 項 目 | 特　　記　　事　　項 |
| 　●　契約時又は入居者に対し、交付又は閲覧している書類は、　　　（該当する項目に○をつけてください） |  | いて、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。・ 有料老人ホーム類型の表示 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていない有料老人ホームの設置者は、有料老人ホームの類型を、別表「有料老人ホームの類型」のとおり分類し、パンフレット、新聞等において広告を行う際には、施設名と併せて表示することとし、同別表中の表示事項についても類型に併記すること。ただし、表示事項については、同別表の区分により難いと特に認められる場合には、同別表の区分によらないことができること。・ 介護の職員体制に関する情報 有料老人ホームの類型の表示を行う場合、介護に関わる職員体制について「１．５：１以上」、「２：１以上」又は「２．５：１以上」の表示を行おうとする有料老人ホームにあっては、介護に関わる職員の割合を年度ごとに算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定方法及び算定結果について説明すること。・ 有料老人ホームに係る利用者等への情報開示について「岐阜県有料老人ホーム設置届関係事務処理要領」に基づき行う事前協議の結果及び県に提出される重要事項説明書の内容並びに老人福祉法の規定に基づき実施される立入検査の指導の状況等については、入居希望者等が施設の利用選択を行う際の判断の重要な要素となり、入居者の権利保護を図るうえで不可欠であると考えられることから、事業者においてはその求めの有無に関わらず自主的に当該申込者等に対し公開するとともに、一般に閲覧できる状態にしておくべきこと。県においては本指針への適合性の有無等につき、特定の事業者の事業活動上の利益を不当に侵害しないことに配慮しながら、積極的に県民等へ情報提供を行うこととする。　・各有料老人ホームにおいて、老人福祉法第２９ 条第５項の情報開示の規定を遵守し、重要事項 説明書を書面により交付するとともに、パンフレ 　ット、重要事項説明書、契約書（特定施設入居 　者生活介護の提供に関する契約書を含む。）、 管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交 　付すること。　・一時金を受領する施設にあっては、一時金が将 来の居住費用、サービス費用に充てられるもの 　であることから、貸借対照表及び損益計算書又 　は、それらの要旨についても、入居者及び入居 　希望者の求めに応じ閲覧に供すること。　・さらに、有料老人ホームの経営状況・将来見通 　しに関する入居者等の理解に資する観点から、 事業収支計画についても閲覧に供するよう努め 　るとともに、貸借対照表等の財務諸表につい 　て、入居者等の求めがあればそれらの写しを交　　 付するよう配慮すること。 ※外部サービス利用型：有料老人ホームの職員が　安否確認や計画作成等を実施し、介護サービス　は委託先の介護サービス事業者が提供。※住宅型：介護が必要となった場合、入居者自身　の選択により地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら居室での生活を継続することが可能※健康型：介護が必要になった場合には、契約を　解除し退去しなければならない。※利用権方式：居住部分と介護や生活支援等のザ　ービス部分の契約が一体となっているものとなっ　ている。以下２つの類型以外の契約形態※建物賃貸借方式：居住部分と介護等のサービス　部分の契約が別々になっているもの。入居者の　　死亡をもって契約を終了するという内容は無効※終身建物賃貸借方式：岐阜県知事から高齢者の　居住の安定確保に関する法律の規定に基づく終　身建物賃貸借事業の認可を受けたもの。※前払い金方式：終身に亘って受領する家賃相当額　等の全部又は一部を前払金として一括して受領　する方式※月払い方式：前払金を受領せず、家賃相当額等　を月払いする方法※選択方式：入居者により、一時金方式と月払い方　式の何れかを選択できる。※指定介護保険特定施設であっても入居者が希望　すれば、当該特定施設入居者生活介護サービス　に代えて、訪問介護等の介護サービスを利用す　ることが可能、※相部屋はH14.7.18老発第0718003号厚生労働　省老健局長通知で国が定めた標準指導指針の　H14.10月の適用前に事前協議あるいは届出を　受理した有料老人ホーム又は岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針４（７）ア（ウ）若しくは同イ（カ）に該当する２人利用の居室を整備する有料老人ホームに適用するもの※提携ホームには、介護老人保健施設、病院、診　療所、特別養護老人ホーム等は含まれない。 |
|  | 交付・閲覧対象書類等 | 交　付 | 閲　覧 | 未開示 |  |
| 入居案内・パンフレット |  |  |  |
| 重要事項説明書 |  |  |  |
| 介護サービス等の一覧表 |  |  |  |
| 契約書 |  |  |  |
| 管理規程 |  |  |  |
| 運営懇談会規程 |  |  |  |
| 貸借対照表 |  |  |  |
| 損益計算書 |  |  |  |
| 事業収支計画 |  |  |  |
| その他（　　　　　　　　　） |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 　●　有料老人ホームの類型　　　（該当する類型に○をつけて下さい。） |
|  | 介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護） |  |  |
| 介護付有料老人ホーム（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護） |  |
| 住宅型有料老人ホーム |  |
| 健康型有料老人ホーム |  |
| 居住の権利形態 | 利用権方式 |  |
| 建物賃貸借方式 |  |
| 終身建物賃貸借方式 |  |
| 利用料の支払い方式 | 一時金方式 |  |
| 月払い方式 |  |
| 選択方式 |  |
| 入居時の要件 | 入居時自立 |  |
| 入居時要介護 |  |
| 入居時要支援・要介護 |  |
| 入居時自立・要支援・要介護 |  |
| 介護保険 | 指定介護保険特定施設 |  |
| 在宅サービス利用可 |  |
| 居室区分 | 全室個室 |  |
| 相部屋あり（　人～　人） |  |
| その他 | 提携ホーム移行型 |  |
|  |  |  |
| 　●　パンフレット、新聞等で広告を行う際、有料老人ホーム施設名と　　　併せて類型を表示しているか。 ・いる　・いない |